

マイナンバー制度の施行状況について



マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて**条例**で定める事務に利用(第9条第2項)。

マイナンバー制度導入後のロードマップ（案）

【※ 日本再興戦略を元に作成】

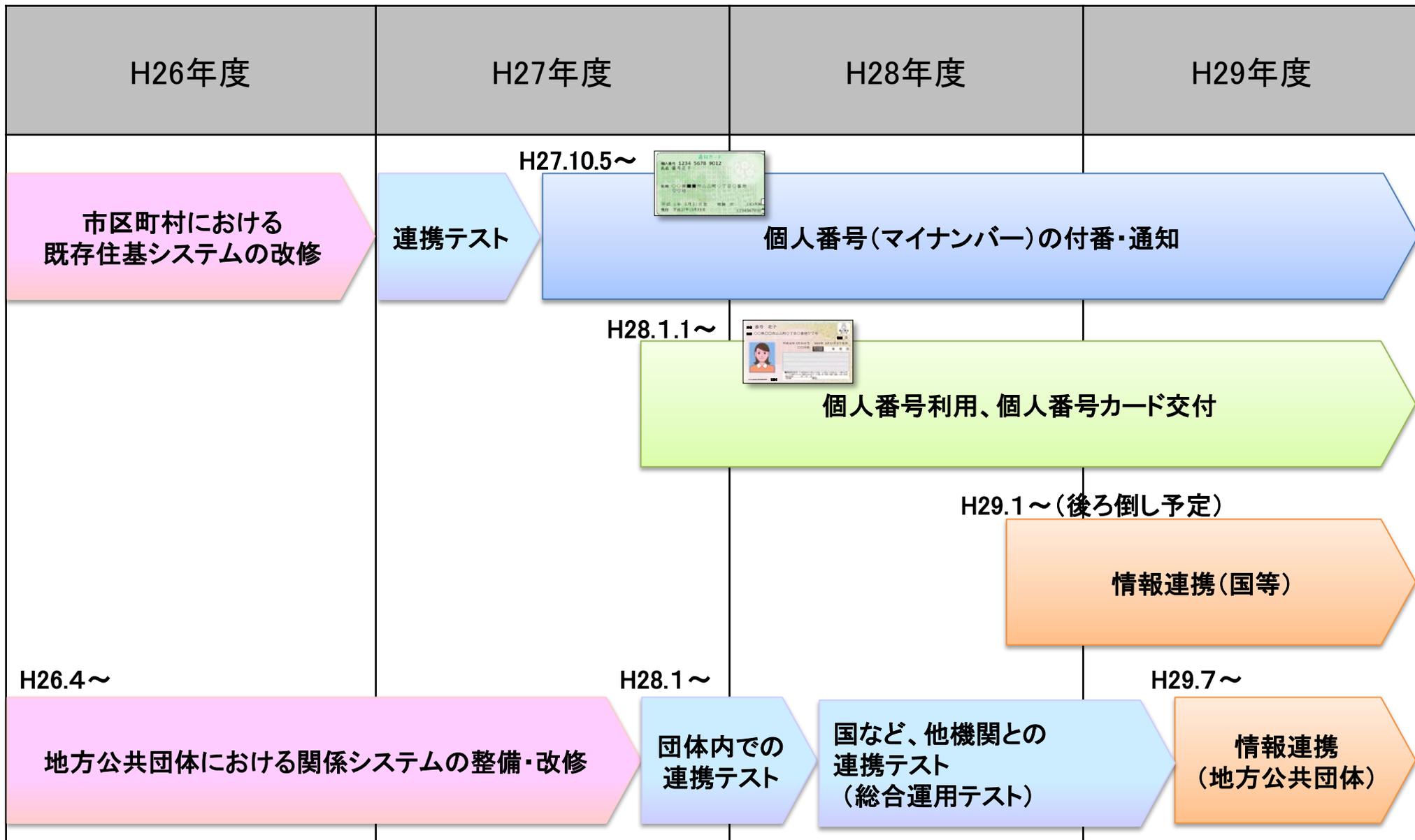
■：平成27年9月の法改正によるもの

★：マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年)

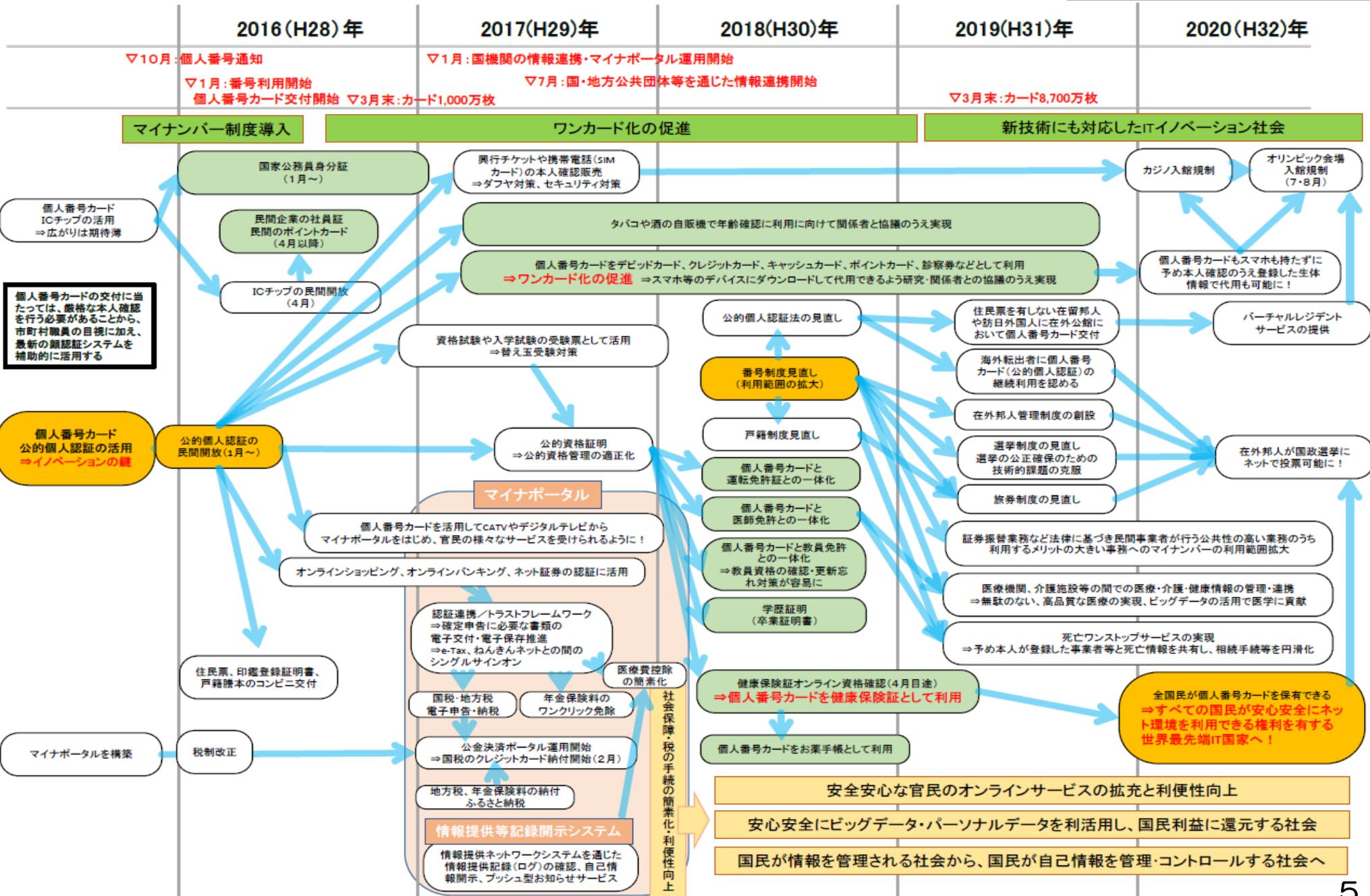
マイナンバー	番号の通知	<p>【2016年1月から順次】マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会） ・税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・災害対策分野（被災者台帳の作成） 	<p>▼【2017年1月から】国の機関間での情報連携 延期</p> <p>▼【2017年7月から】地方公共団体等も含めた情報連携</p>	<p>【2018年～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金融分野・預貯金口座への付番 	
		<p>【★2019年通常国会（目途）に向けて検討】</p> <p>戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p>	<p>（▼【★2018年から段階的運用開始】医療等分野における番号）</p>		
個人番号カード	交付申請受付開始	<p>【2016年1月から】個人番号カードの交付</p> <p>▼【2016年1月から】国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す</p> <p>▼【2016年1月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討</p>			
		<p>【2016年から順次】公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用</p> <p>▼【2017年以降】キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討</p>			
		<p>【2017年7月目途】医療保険のオンライン資格確認システム整備</p>	<p>【2017年7月以降（2018年4月目途）】健康保険証としての利用</p>		
マイナポータル	マイナポータルの構築	<p>【2017年1月から順次】マイナポータルの運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・税・社会保険料のクレジットカード納付 ・e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・電子私書箱機能を活用したワンストップサービス（引越・死亡等のライフイベントなど）の提供 ・テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大 			
		<p>▼【2018年を目途】特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に</p> <p>▼【2017年7月以降】子育てワンストップサービスの検討</p>			
		<p>【2017年1月から順次】情報提供等記録開示システムの運用開始</p> <p>（情報提供等記録の確認・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス）</p>			

マイナンバー制度に係るスケジュール



マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)

2015年5月20日
第9回マイナンバー等分科会配布資料



個人番号カードの様式、申請・交付

様式

表面



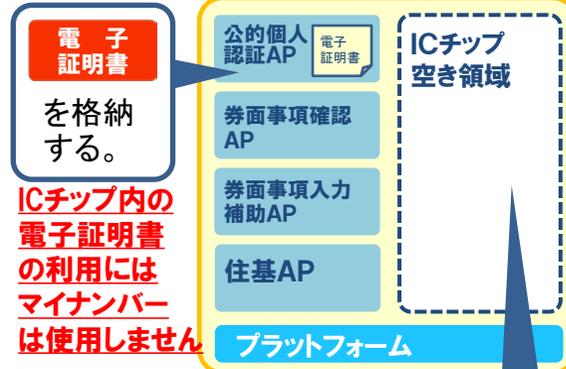
- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面



- うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自 **アプリ** を搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

みほん

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女 □□市長
発行日 平成27年10月 NN日 A123456789

←切り離す際は丁寧に切り離してください。→

(キトリ)

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 番号	花子		
* 氏名			
* 住所	○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号	外国人住民の区分*	-	
在留期間等満了日の有無*	-	在留期間等満了日*	-
右欄の点字表記を希望する <small>※最大11文字まで(濁点等は1文字)</small>	<input type="checkbox"/>	パンゴウ ハナコ	

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

←切り離す際は丁寧に切り離してください。→

(キトリ)

申請書ID	1234 5678 9012
	3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

みほん

マイナンバー

←切り離す際は丁寧に切り離してください。→

(キトリ)

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ

(縦 4.5cm×横 3.5cm)

・最近6ヶ月以内に撮影
・正面、無帽、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要
 利用者証明用電子証明書 不要

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	ふりがな		本人との関係	
	代理人氏名(自署)	印		
	代理人住所	〒 -		(電話番号:)

←切り離す際は丁寧に切り離してください。→

(キトリ)

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧ください。
- 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

【おもて面】

【うら面】

7

配達時に不在で通知カードを受け取れなかった場合の対応

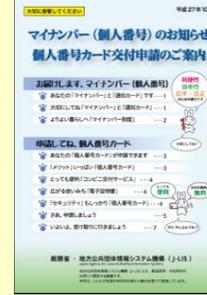


転送不要の
簡易書留郵便で送付

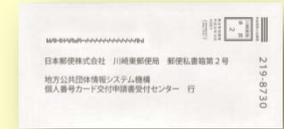
不在の場合



通知カード・個人番号
カード交付申請書



パンフレット



個人番号カード交付
申請用の返信用封筒

通知カード専用の不在配達通知書が投函され、配達を担当している郵便局で原則1週間保管

不在通知書

インターネット、電話、FAX、郵送により①②④による受取希望を連絡し、又は③により受取り

郵便局から再配達

① 自宅への再配達

② 勤務先等への再配達

※①②は原則配達日の翌々日以降の日を希望可能

郵便局窓口で受取り

③ 配達を担当している郵便局の窓口での受取り

④ 他の郵便局の窓口での受取り

※③④は不在配達通知書のほか、以下の書類及び印鑑（又は署名）が必要

名宛人の場合：本人確認書類

同居者の場合：同居者の本人確認書類

代理人の場合：代理人の本人確認書類、名宛人からの委任状



一週間経過後

配達できなかった簡易書留郵便を住所地市区町村に返還の後、最低3ヶ月間保管

以下の書類を持参の上、住所地市区町村の窓口へ来庁し、通知カードを受取り(※)

本人の場合：本人確認書類

代理人の場合：本人の本人確認書類、代理人の代理権を証明する書類、代理人の本人確認書類

※上記のほか、市区町村の任意により、簡易書留郵便による再送や、職員が本人のもとへ出向いて交付を実施

郵便局

市区町村

通知カード返戻率等調査結果比較表

※平成28年1月26日時点

調査時点	送付通数 (送付先情報連携件数 (世帯数)) ①	①のうち住民に初 回交付した通数 ①-②	返戻通数 ②	返戻率 ②/①	②のうち転出・死亡等 により廃棄した通数 ③	②のうち交付・再度 送付した通数 ④	未交付分	
							未交付通数 ②-③-④	未交付率 (②-③-④) /①
H28.1.15	58,398,338	52,601,102	5,797,236	9.9%	132,465	2,355,587	3,309,184	5.7%
H28.1.19	58,416,584	52,616,757	5,799,827	9.9%	144,589	2,445,219	3,210,019	5.5%
H28.1.22	58,446,736	52,644,574	5,802,162	9.9%	151,501	2,576,112	3,074,549	5.3%
H28.1.26	58,465,676	52,653,572	5,812,104	9.9%	154,615	2,660,043	2,997,446	5.1%
前回調査時と の差分	18,940	8,998	9,942	0.0%	3,114	83,931	-77,103	-0.2%

※ 総務省では、LGWAN経由の一斉調査システム(地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システム)を活用し、全市区町村に対し一斉調査・集計している。

※ 本調査の返戻通数の数値は、①10/5時点の住民に対し市区町村から送付した通知カードに加え、②10月5日～調査時点まで間に出生や住民異動等により新たに送付した通知カードも含めているため、日本郵便が公表している返戻通数の数値(①のみ)とは異なる。

1. 調査は通知カードの枚数単位ではなく、通知カード在中の封筒(以下「通知封筒」という。)の通数単位で行っている。
2. ①の「送付通数」は、平成27年10月5日～調査時点までの間において市区町村が地方公共団体情報システム機構に送信した送付先情報連携件数(世帯数)である。
3. ②の「返戻通数」は、平成27年10月5日～調査時点までの間において市区町村に返戻された通知封筒の通数である。
4. ③の「②のうち転出・死亡等により廃棄した通数」は、市区町村に返戻された通知封筒のうち、平成27年10月5日～調査時点までの間において住民の転出や死亡等を確認したことにより廃棄した通知封筒の通数である。
5. ④の「②のうち交付・再度送付した通数」は、返戻された通知封筒のうち、平成27年10月5日～調査時点までの間において住民に対し窓口で交付又は再度郵送した通数である。

個人番号カードの申請状況(1月31日(日)時点)

- ① 個人番号カード有効受付件数 (滞留分除く)
・・・ 5, 304, 952件
- ② 個人番号カード有効受付件数 (滞留分含む)
・・・ 7, 811, 554件
- ③ 各日平均カード有効受付件数 (滞留分含む) 1/1~1/31
・・・ 64, 974件
- ④ 個人番号カード申請率 (②/12,800万人)
・・・ 約6.09%

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の様式

(表)

郵便はがき A10-012345

料金後納郵便

012012340123456789

999-9999
〇〇県■■市△△町◇丁目〇番地▽▽号

番号 花子 様

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
表面に記載の必要書類を持参のうえ来庁してください。

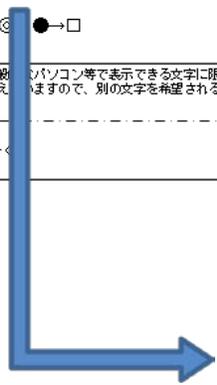
市区町村名	■■■市
交付場所名	■■市役所
交付場所所在地	〇〇県■■市△△町◇-◇-◇
電話番号	01-2345-6789

代替文字情報 ×→▲ ○→◎ ●→□

電子証明書に使用される文字は、一般パソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えます。別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出てください。

■■市役所
〇〇県■■市△△町◇-◇-◇

はがす



(裏)

A10-012345

■■市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書

申請いただいた個人番号カード等が準備できましたので通知・照会します。あなたの意思に基づき申請に相違なければ以下の回答書に署名又は記名押印し、あなたご自身か以下の書類を持参して表面記載の交付場所に まで来庁してください。なお、暗証番号(下記①～④)を事前に考えておいてください。また、15歳未満の者又は成年後見人には、その法定代理人が同行してください。

○本通知書 ○通知カード ○住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ○本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された、市町村長が適当と認める書類のうち2点(健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等) ※15歳未満の者等に同行する法定代理人も同様が必要。
○代理権の確認書類(15歳未満の者等の法定代理人のみ必要(「ご案内」等ご参照)。ただし同一世帯の親等は不要。)

回答書 平成 年 月 日

■■市長宛
個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものに相違ありません。
本人の住所 _____
本人の氏名 _____ 印

病気、身体の不都合その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で代理人にカード受領を依頼される場合には、以上の書類に加え、○代理人の本人確認書類 ○ご本人の出頭が困難であることを証する書類 ○代理権の確認書類(法定代理人は戸籍謄本等、子の他の代理人の場合は以下の委任状の欄に、あなたご自身が署名又は記名押印)を、代理人に持参させてください。なお、本人確認書類は、以上の書類と若干異なりますので、通知カード送付時に同封されたご案内等でご確認ください。

委任状 平成 年 月 日

■■市長宛
本人の住所 _____
本人の氏名 _____ 印

私は、下記の者を代理人として個人番号カードの受領、電子証明書の発行手続き(代替文字の選択を含む)及び受領の権限を委任しました。
代理人の住所 _____
代理人の氏名 _____ 印

代理人に委任する場合は、あなたご自身が暗証番号を記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付してください。

①署名用電子証明書暗証番号(英数字6文字以上16文字以下)	
②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)	
③住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)	
④券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)	

詳細は、通知カード送付時に同封されたご案内(7ページ)をご覧ください。又は、ホームページ(個人番号カード発行サイト) <https://www.koj.inbango-card.go.jp> をご覧ください。個人番号カード発行センター(03-7899-9999)にお問い合わせてください。(ホームページURL: <https://www.koj.inbango-card.go.jp>)

必要に応じ再利用



目隠しシールをはがして、交付場所を確認してください。

マイナンバー

①注意)はがした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合には、はがし裏面の暗証番号記入欄の上に貼付してください。個人番号カードの受領を代理人に委任される方は、先に暗証番号を記入してからはがしてください。

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月

発行

住基カードを発行

(住基カードは発行しない)

個人番号カードを発行

利用

【住民基本台帳カード取得】

取得から10年間有効

28年1月以降も有効

個人番号カードを取得
時点から廃止

【個人番号カード取得】

有効期間まで有効



個人番号カードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

券面

を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面

または

電子証明書

を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

または

電子証明書

を利用

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

アプリ

または

電子証明書

を利用

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子証明書

を利用

民間

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

電子証明書

を利用

本人確認の方法(個人番号カードは1枚で番号確認+身元確認が可能な唯一の書類)

番号確認

身元(実存)確認

① 個人番号カード (法16)

② 通知カード (法16)

③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 (令12①)

④ ①から③までが困難であると認められる場合 (則3①)

ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)

イ 住民基本台帳の確認(市町村長)

ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定

① 個人番号カード (法16)

② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (則1①一、則2一)

③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) (則1①二、則2二)

④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上(則1①三、則3②)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書

イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。(則1③、則3③)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認

ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認

エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でない時は、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

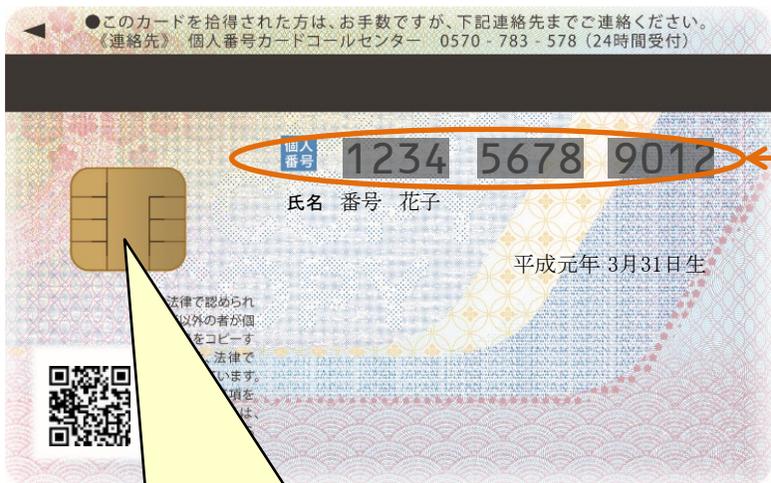
⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める時は、身元(実存)確認書類は要しない。(則3⑤)

対面/郵送(注:郵送の場合には書類又は写しの提出)

個人番号と個人番号カード(ICチップ)の利用について

◎ICチップ内の電子証明書の利用には個人番号(マイナンバー)は使用しません

個人番号カードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①個人番号

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・個人番号を利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、個人番号を収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-TAX、マイナポータル等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例: 金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

電子証明書のイメージ



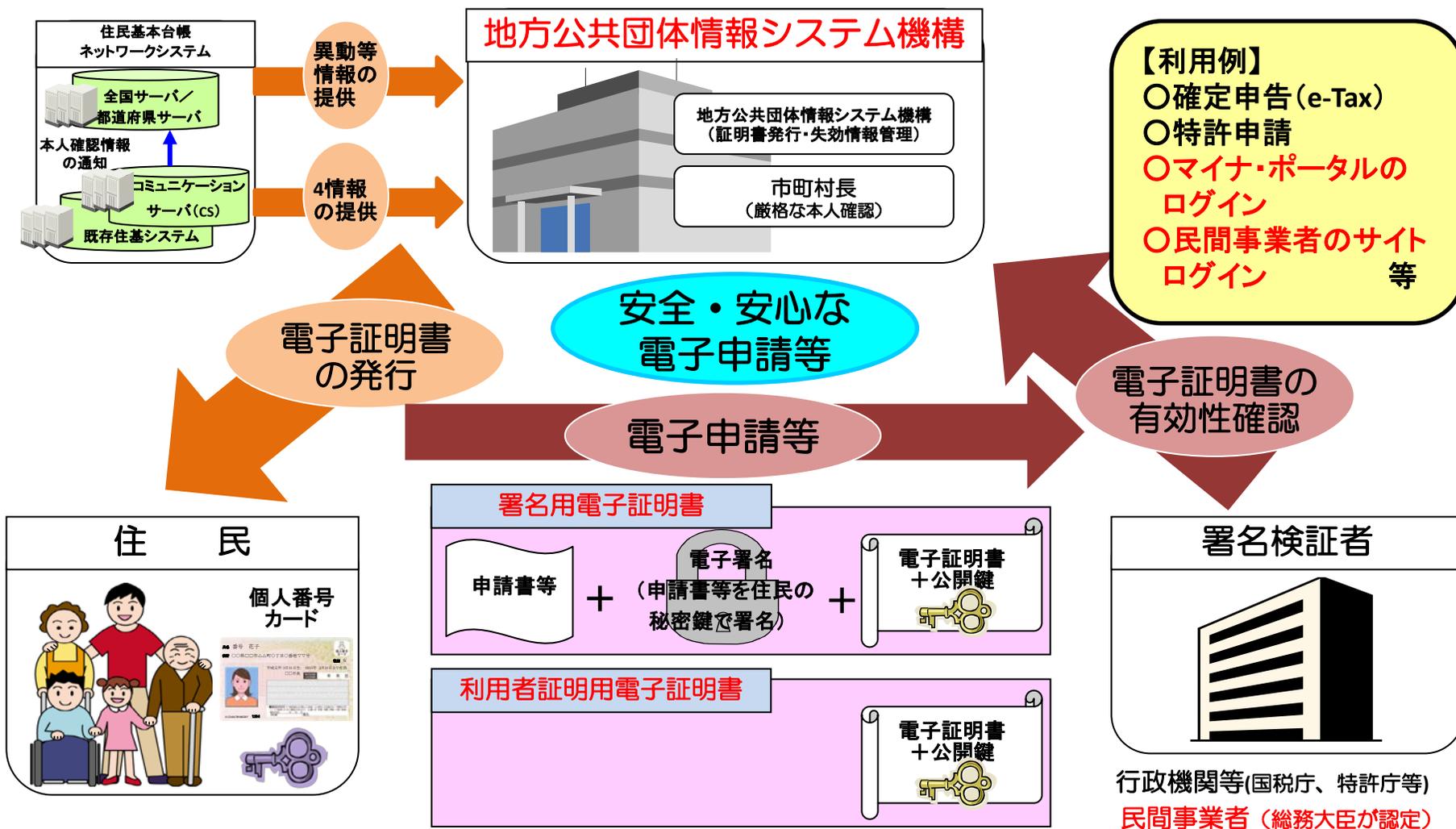
民間も活用が幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

公的個人認証サービスの概要について

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約313万件（平成27年11月末現在）



個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

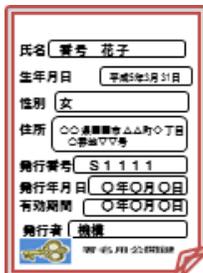


署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

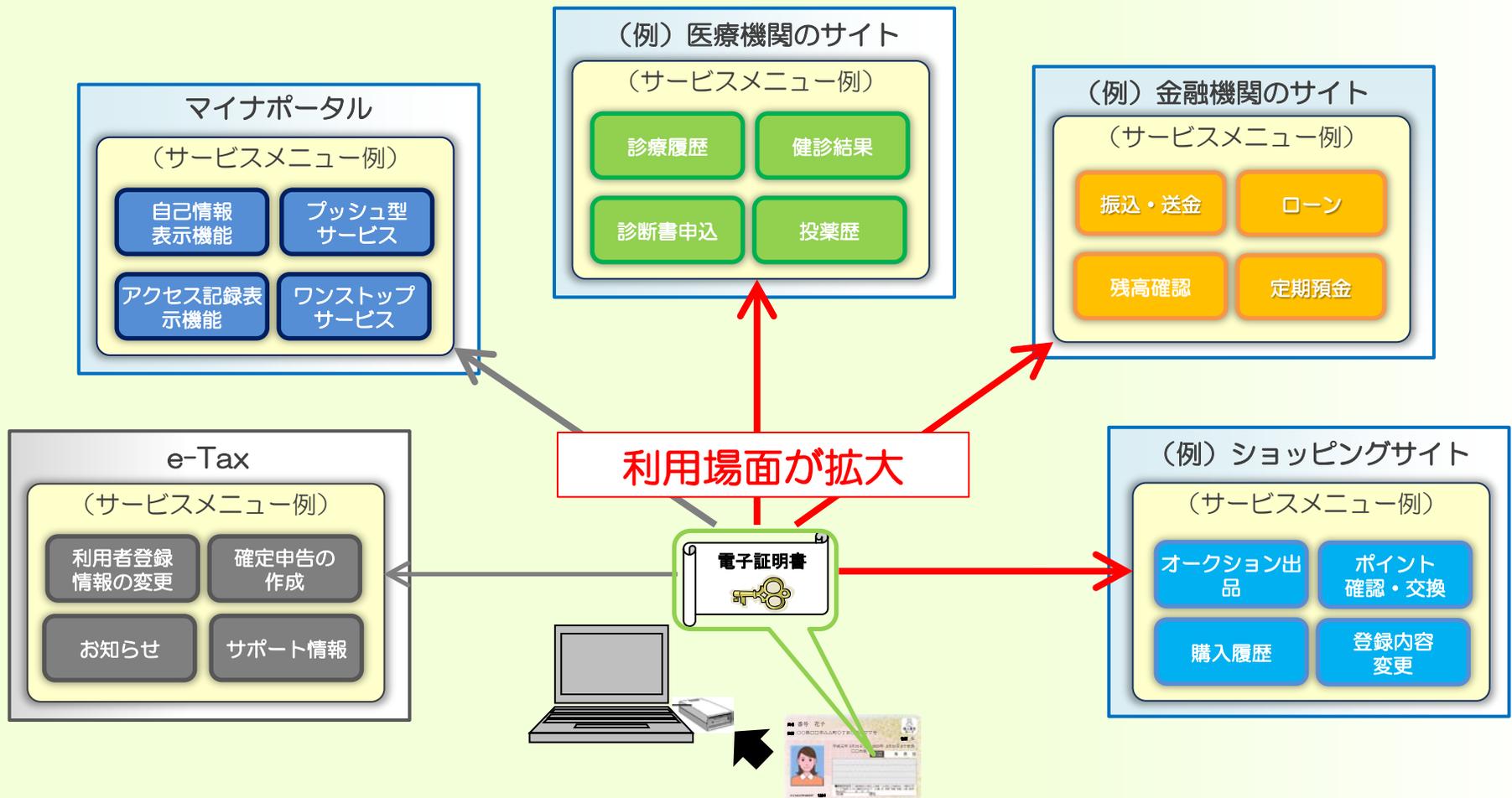
電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

公的個人認証サービスの民間拡大について

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大



個人番号カード(ICチップ)の記録事項



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報~~が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~~~



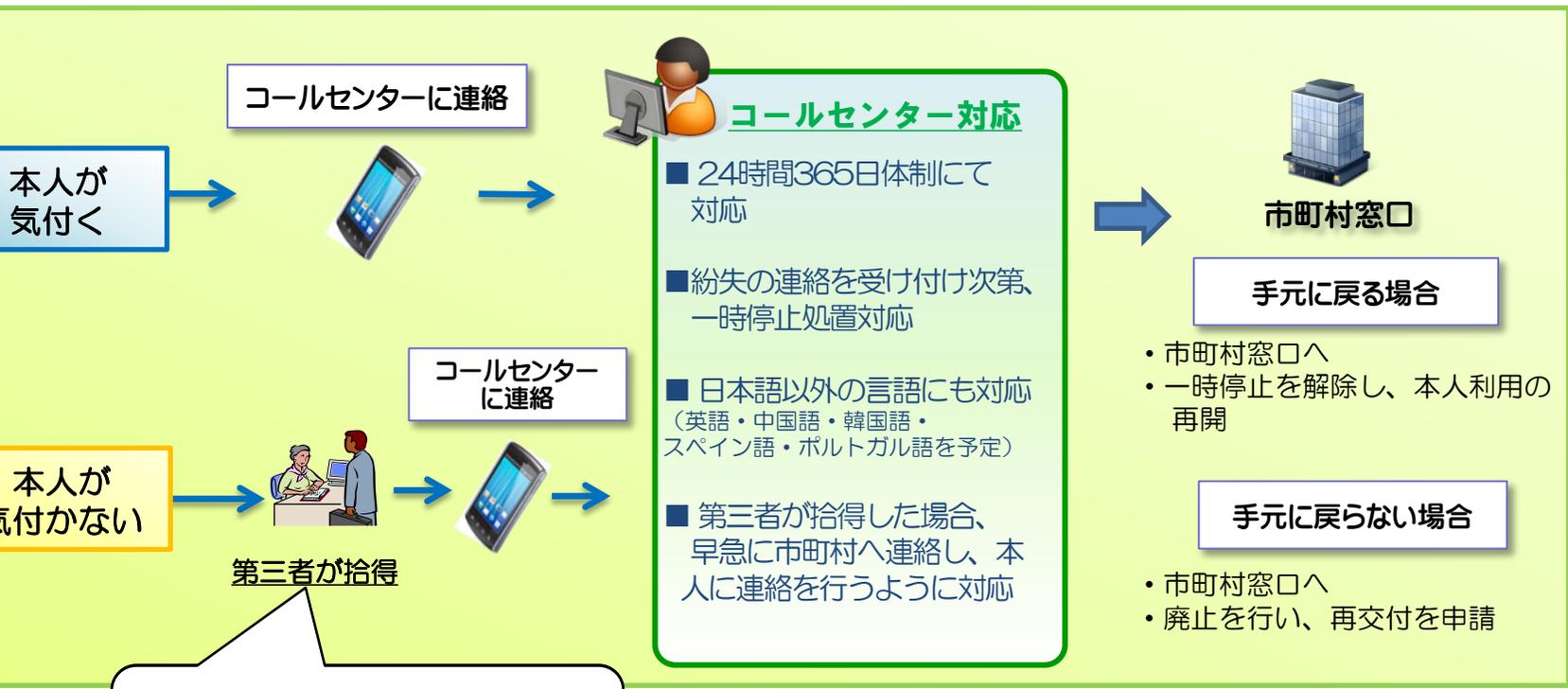
個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は
記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報~~は記録されない。~~

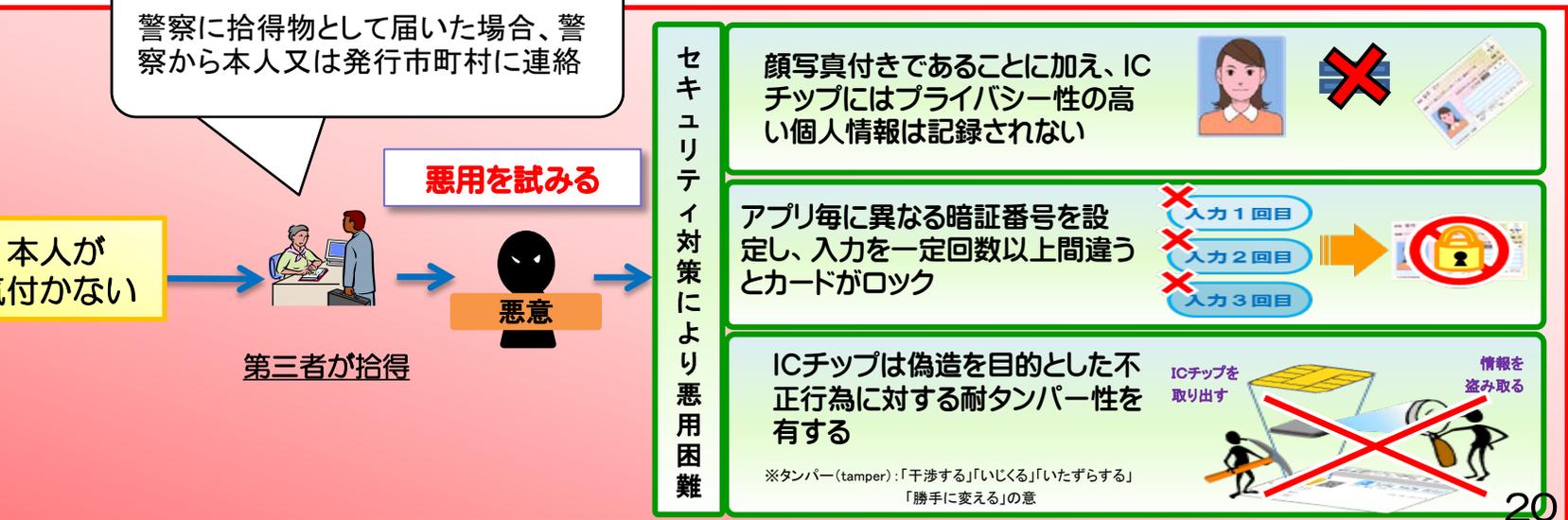


個人番号カードを紛失した場合の対応～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

カードの紛失



警察に拾得物として届いた場合、警察から本人又は発行市町村に連絡



個人番号カードに関するウェブサイト・コールセンターについて

総務省

『マイナンバー制度と個人番号カードのご案内』（総務省ホームページ内）

個人番号カード・通知カード・公的個人認証サービスの電子証明書等の概要や、東日本大震災被災者・DV等被害者等やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない方の居所登録について案内。

ウェブサイト：で検索。

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

『個人番号カード総合サイト』

個人番号カードの申請・交付方法、通知カード・個人番号カードに関するよくあるご質問等について紹介。

ウェブサイト：で検索。(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)

個人番号カードコールセンター

☎0570-783-578 (全国共通ナビダイヤル)

通知カード・個人番号カードに関する問合せや、個人番号カード機能の一時停止申請の受付を行う。

・平日8時30分～22時00分（平成28年4月1日以降 平日8時30分～17時30分）

・土日祝9時30分～17時30分（平成28年3月31日まで）

・年末年始を除く。

・個人番号カードの一時利用停止については、24時間365日受け付け。

・一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250へ。

・ナビダイヤルは通話料が発生。

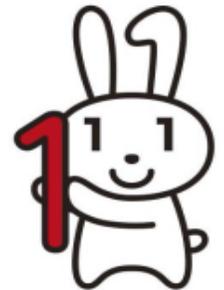
マイナンバー広報 基本方針 (28年 1月時点)

- 政府広報等での一般国民向け広報と、説明会等の民間事業者向け広報を総合的に展開
- 27年1月から、準備が必要な民間事業者向けの説明会を重点的に実施
- 政府広報など、多様なメディアを活用した広報は27年3月を第1弾とし、集中広報期間を設け、一般国民向け、民間事業者向けの広報を展開
- 28年1月以降も、引き続き、政府広報等でのメディアの活用や民間事業者向け説明会等を継続

《目標》

マイナンバー制度の内容を理解している人を増やす

(世論調査実績) マイナンバー制度の内容を知っている人の割合
27年1月 3割弱 ⇒ 27年7月 5割弱



一般国民向け広報

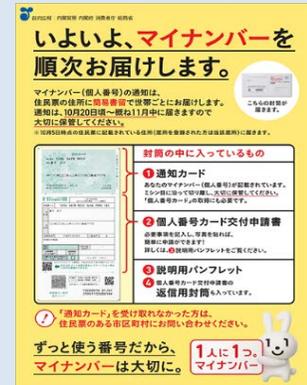
- ◆ 27年は3月、8月、10月(通知)に集中広報を実施
28年も1月(利用開始)以降、集中広報を展開
- ◆ 政府広報等による多様なメディアの活用
 - ・現役世代、高齢者、若者、女性、障害者、外国人など、多様な世代・対象にきめ細かなアプローチ
 - ・テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、WEB等の多様なメディアを活用
 - テレビCM、新聞記事下広告、新聞折込広告
 - ラジオ、雑誌、WEB広報、動画DVD 等
 - ・全国のイベント・祭りなどでマイナちゃんがPR

民間事業者向け広報

- ◆ 政府広報等でのメディアの活用(新聞記事下広告、動画DVD、事業者向けパンフレット、ポスター等)に加え、特に民間事業者向けの説明会を重点的に実施
 - ・個人情報保護委員会の民間事業者向けガイドラインや、税・社会保障関連情報の周知
 - ➔ 経済団体等と連携し、説明会の開催
 - ➔ 各省庁、地方自治体に広報実施・協力依頼
 - ➔ 経済団体等に広報協力依頼
 - ➔ 税理士会、社労士会等への協力依頼
 - ➔ 各省庁から所管業界への働きかけ
 - ➔ メールマガジンの配信

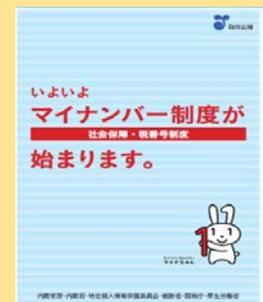
マイナンバー広報媒体(平成28年1月時点)

- ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メルマガでの情報発信
- ポスターの掲示、チラシの配布、動画の提供
- コールセンターの開設(26年10月～) 外国語も5か国語(英中韓西葡)対応
- 各省庁、自治体、業界団体等への広報実施・協力依頼
- 政府広報(27年12月から28年1月の集中広報)
 - ・テレビCM、テレビ番組、新聞記事下広告、ラジオ、WEB等
 - ・マイナンバー便乗詐欺関係(イベント、チラシ、CM、新聞広告、動画等)



- DV被害者等向け広報
 - ・通知カードを住民票と異なる居所に送付(新聞記事下広告(8/24)等)
- 障がい者向け広報
 - ・視覚障がい者対応、聴覚障がい者対応
- 外国人向け広報
 - ・ホームページで26か国語で情報提供
- PRキャラクター「マイナちゃん」を活用した広報
 - ・全国各地でイベントへの参加(横浜市1日市長など)やご当地キャラとのコラボ等

- 事業者向け説明資料・FAQ(よくある質問)
- 事業者向け説明会(27年1月～)
 - ・ホームページからYoutubeで視聴可能
- 事業者向け動画DVD
- 中小事業者向けパンフレットの配布
 - ・各省庁、自治体、経済団体等への配布
- 小規模事業者向けチェックリスト



マイナンバーに便乗した詐欺への対応

- 内閣官房、国民生活センター等のホームページで9月から注意喚起
- 内閣府・個人情報保護委員会・消費者庁・総務省連名で具体的な相談事例を踏まえた注意事項と相談窓口一覧を整理し、10月1日に公表(警察庁・国税庁の追加や事例の追加など随時更新)
- 10月17日からテレビCMのテロップで注意喚起、10月25日から全国各紙にマイナンバー便乗詐欺注意の記事下広告を掲載、12月には高齢者詐欺の観点からテレビCM、新聞記事下広告を実施

《これまでの主な相談事例》

- 行政機関を名乗り、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる。至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- 「マイナンバーが順次届き、みんな手続きをしているが、あなたはしているか」「早くしないと刑事問題になるかもしれない」と言われた。
- 対応しないと高額な罰金が科されると過度に誇張して商品販売や業務契約を強引に取り付けようとする電話
- 行政機関の職員を名のる者が訪問し、「役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。
- 公的機関を名乗る者から電話で偽のマイナンバーを教えられた。その後、別の者から公的機関に寄付するのにマイナンバーを貸してほしいと言われ、教えた。翌日、寄付を受けたとする機関を名乗る者から電話で「マイナンバーを教えたことは犯罪」と言われ、記録改ざんのために金銭を要求され、現金を渡してしまった。

《相談窓口》

- マイナンバー
総合フリーダイヤル
0120-95-0178
 - 消費者ホットライン
188 (いやや!)
 - 警察 相談専用窓口
#9110
又は 最寄りの警察署まで
 - マイナンバー
苦情あっせん相談窓口
03-6441-3452
- ※ 市区町村でもマイナンバーに関する問合せに対応

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

○全国のコンビニエンスストア（約48,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、個人番号カードの導入に伴い、平成28年度中に、コンビニ交付の実施団体数を300団体とし、実施団体の人口の合計も3倍の6,000万人を超えることを目指す。

個人番号カード

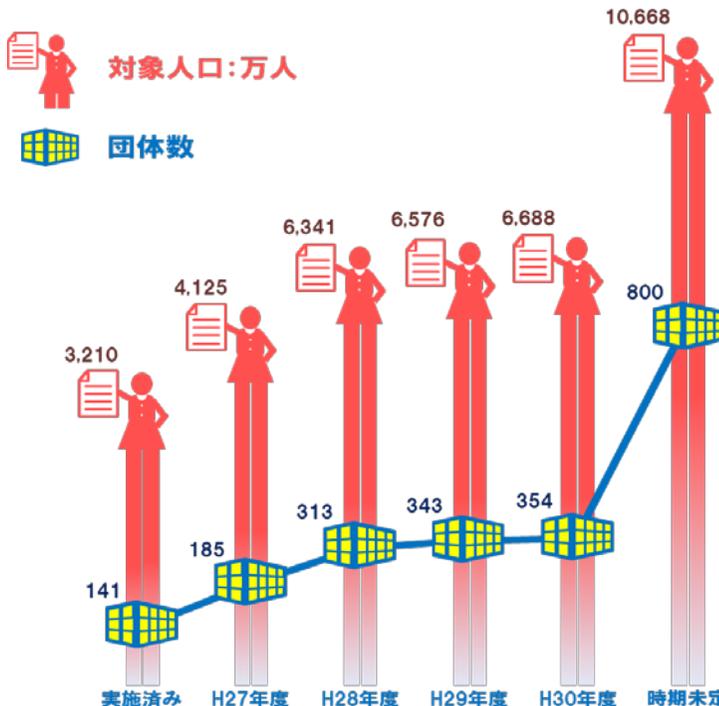
表面

裏面



- ◆H28.1から交付開始
- ◆交付手数料は無料

(参考) コンビニ交付に係る市町村へのアンケート調査結果



コンビニ等 (約48,000箇所)

コンビニチェーン

- セブン-イレブン
- サークルK
- LAWSON
- サンクコ
- FamilyMart
- セイブ
- Seicomart
- SAVEON
- Aコープ北東北
- Aコープ鹿児島
- AEON

※1 一部店舗のみご利用いただけます。
 ※2 平量県内2店舗、埼玉県内1店舗で営業時間内にご利用いただけます。

市町村 (約1,740箇所)

証明書発行サーバ

証明書情報を作成

証明書交付センター

J-LIS

証明書裏面の偽造防止情報も付加

- 取得できる証明書
- ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・住民票記載事項証明書※
 - ・各種税証明書※
 - ・戸籍証明書※
 - ・戸籍の附票の写し※
- ※対応しない市町村もあり。

- 導入のメリット
- ・住民の利便性向上
 - ・窓口業務の負担軽減
 - ・証明書交付事務コストの低減

- いつでも → 早朝から夜 (6:30~23:00) まで土日祝日も対応
- どこでも → 全国の約48,000店舗で交付を受けられる

※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。実施済み団体数は平成28年1月31日現在。

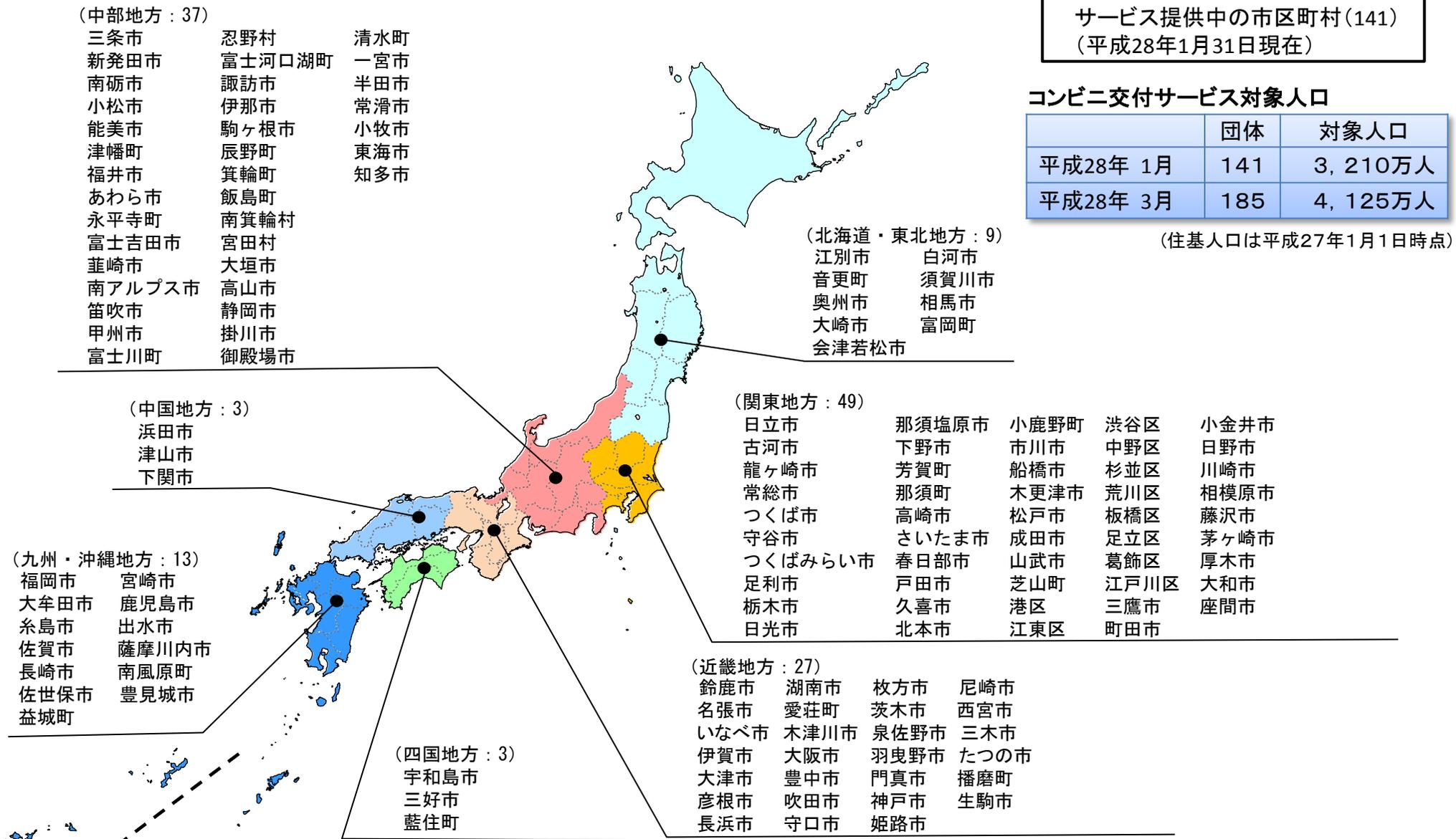
市区町村の参加状況

サービス提供中の市区町村(141)
(平成28年1月31日現在)

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成28年 1月	141	3, 210万人
平成28年 3月	185	4, 125万人

(住基人口は平成27年1月1日時点)



参加(予定)団体と実施店舗数

(平成28年1月31日現在)

参加(予定)団体数及び各種証明書への取組団体数

稼働状態	年度	月	団体数	提供サービス					
				住民票の写し	住民票記載事項証明書	印鑑登録証明書	各種税証明書※	戸籍証明書	戸籍の附票の写し
稼働中	-	-	100	100	4	100	46	44	32
稼働予定	平成27年度	1月	41	41	5	41	24	21	19
		2月	27	27	2	27	18	11	9
		3月	17	17	1	17	10	7	7
合計 (取組比率)			185	185 (100%)	12 (6%)	185 (100%)	98 (53%)	83 (45%)	67 (36%)

※各種税証明・・・所得証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書など

コンビニ交付実施店舗数

47都道府県4万8千店を超える店舗でコンビニ交付がご利用できます。

	事業者名	店舗数	開始年月
コンビニ エンス ストア パー	セブン-イレブン ※	18,050	H22.2.2
	ローソン※	11,375	H25.4.4
	サークルKサンクス※	6,271	H25.5.27
	ファミリーマート※	11,507	H25.9.2
	セイコーマート※	1,111	H26.9.1
	国分グローサーズチェーン※	10	H27.2.2
	セーブオン※	1	H27.8.26
	Aコープ北東北	1	H26.4.24
	イオンリテール	3	H26.9.1
	エーコープ鹿児島	1	H27.7.16
	合計	48,330	

(※平成27年9月末現在の店舗数)

